

令和3年3月26日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その39)

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、

◆全ての保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについて

(1) 患者及び利用者の診療実績等にかかる要件の取扱いについて

① 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」における手術の実績件数等の患者及び利用者の診療実績等にかかる要件のうち、1年間の実績を求めるものについて、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その26)」の取扱いをした上で、なお、実績要件を満たさない場合、令和3年9月30日までの間(新型コロナウイルス感染症の病床を割り当てられている保険医療機関においては、令和4年3月31日までの間)、令和元年(平成31年)の実績(年度の実績を求めるものは令和元年度(平成31年度)の実績)を用いて差し支えないものとする。

② 上記①の取扱いを行い、令和元年(平成31年)の実績(年度の実績を求めるものは令和元年度(平成31年度)の実績)を用いて実績要件を満たすこととする場合においては、保険医療機関等は、実績要件について各月の実績を記録するとともに、添付資料の(別紙)の様式(保険医療機関及び訪問看護ステーションは様式1-1)を用いて各地方厚生(支)局に報告を行うこととする。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その26)」の取扱いにより実績要件を満たすこととする場合については、従前どおり、当該様式による報告は必要ないものとする。

(2) 令和2年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて

先般、3月10日の中医協総会の審議を経て、基本診療料の施設基準等通知及び訪問看護ステーションの届出基準通知において設けられている当該施設基準等の要件に係る経過

措置について、令和3年9月30日まで延長することとし、別途通知等の改正を行う予定であることをお知らせ（令和3年3月11日付け（保379））したところですが、令和2年度診療報酬改定後の新基準が令和3年4月以降に適用された場合に当該要件を満たせなくなることとなる保険医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、添付資料の（別紙）の様式2を用いて各地方方向性（支）局に報告を行うこととする。

- (3) (1)の②の取扱いにより1年間の実績に係る要件を満たすこととなる保険医療機関等及び(2)に示す新基準が適用された場合に要件を満たせなくなることとなる保険医療機関等について、添付資料（別紙）の様式による報告の時期については、添付資料を参照ください。

なお、当該報告は、令和3年10月1日以降の実績要件及び経過措置の取扱いについて、中医協で検討するための資料となります。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）
（令3.3.26 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事務連絡
令和3年3月26日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえた臨時的な診療報酬の取扱い等については、下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションに対し周知徹底を図られたい。

記

1. 全ての保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについて

（1）患者及び利用者の診療実績等に係る要件の取扱いについて

- ① 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第2号。以下、「基本診療料の施設基準等通知」という。）、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第3号。以下、「特掲診療料の施設基準等通知」という。）及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第4号。以下、「訪問看護ステーションの届出基準通知」という。）における手術の実績件数等の患者及び利用者の診療実績等に係る要件（以下、「実績要件」という。）のうち、1年間の実績を求めるものについて、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「8月31日事務連絡」という。）2（2）の取扱いをした上でなお、実績要件を満たさない場合において、令和3年9月30日までの間（新型コロナウイルス感染症の病床を割り当てられている保険医療機関においては、令和4年3月31日までの間）、令和元年（平成31年）の実績（年度の実績を求めるものについては令和元年度（平成31年度）の実績）を用いても差し支えないものと

する。

- ② ①の取扱いを行い、令和元年（平成 31 年）の実績（年度の実績を求めるものについては令和元年度（平成 31 年度）の実績）を用いて実績要件を満たすこととする場合においては、保険医療機関等は、実績要件について各月の実績を記録するとともに、別紙様式（保険医療機関及び訪問看護ステーションは様式 1 - 1、保険薬局は様式 1 - 2）を用いて各地方厚生（支）局に報告を行うこと。

なお、8 月 31 日事務連絡 2（2）の取扱いにより実績要件を満たすこととする場合については、従前のおり、当該様式による報告は要さない。

- (2) 令和 2 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて
基本診療料の施設基準等通知及び訪問看護ステーションの届出基準通知において設けられている当該施設基準等の要件に係る経過措置については、令和 3 年 9 月 30 日まで延長することとし、別途通知等の改正を行う予定としているが、令和 2 年度診療報酬改定後の新基準が令和 3 年 4 月以降に適用された場合に当該要件を満たせなくなることとなる保険医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、様式 2 を用いて各地方厚生（支）局に報告を行うこと。

- (3) (1) ②及び(2)の報告時期について

(1) ②の取扱いによって 1 年間の実績に係る要件を満たすこととなる保険医療機関等及び(2)に示す新基準が適用された場合に要件を満たせなくなることとなる保険医療機関等について、報告時期は次のとおりとする。なお、各期限までの報告が間に合わない場合には、事前に各地方厚生（支）局に相談すること。

	4 / 30 報告	6 / 30 報告	9 / 30 報告
令和 3 年 <u>4</u> 月に当該取扱いを行う場合	○	○	○
令和 3 年 <u>5</u> 月に当該取扱いを行う場合	—	○	○
令和 3 年 <u>6</u> 月に当該取扱いを行う場合	—	○	○
令和 3 年 <u>7</u> 月に当該取扱いを行う場合	—	—	○
令和 3 年 <u>8</u> 月に当該取扱いを行う場合	—	—	○

※○は報告が必要なもの

※別紙様式については、次の URL 内の「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 39）」の様式を参考にすること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html

2. その他の診療報酬の取扱いについて
別添のおりとする。

以上

(別添)

問1 新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院が必要な患者を受け入れた保険医療機関について、8月31日事務連絡1.(2)①ア「新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等」に該当すると考えてよいか。

(答) よい。

問2 「新型コロナウイルス感染症の病床を割り当てられている保険医療機関」とはどのような医療機関か。

(答) 都道府県から新型コロナウイルス感染症患者・疑い患者の受入病床を割り当てられた重点医療機関、協力医療機関その他の医療機関をいう。

問3 地域支援体制加算の実績要件は調剤基本料の区分によらず、(1)①に示される取扱いとなるか。

(答) そのとおり。なお、「特掲診療料の施設基準等通知」の地域支援体制加算において、調剤基本料1を算定している保険薬局については、同通知の1(1)ア(イ)②及び④の実績、調剤基本料1以外を算定している保険薬局については、同通知の1(1)イ(イ)①から⑧の実績が対象となる。

問4 地域支援体制加算について、令和2年度に引き続き令和3年度も算定する場合、当該加算の実績要件を令和2年3月1日から令和3年2月末までの実績で満たす場合又は8月31日事務連絡2(2)の取扱いにより実績要件を満たす場合は、施設基準に係る届出は不要か。

(答) 不要。なお、調剤基本料の区分が令和3年度より、調剤基本料1から調剤基本料1以外又は調剤基本料1以外から調剤基本料1に変更がある場合は、地域支援体制加算に係る届出が必要。

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」（令和3年3月26日保険局医療課事務連絡）

【様式1-1】記載上の留意点

- ・この【様式1-1】は、事務連絡本文の1(1)②の取扱いによって1年間の実績について要件を満たすこととする保険医療機関又は訪問看護ステーションが、地方厚生（支）局への報告を行う際に使用するものです。
- ・エクセル上にプルダウンが設定されているものは、プルダウンの中から当てはまるものを選択してください。
そのため、エクセル上で入力を行うことを推奨しますが、万が一、紙に手書きで記載する場合には、プルダウンとして設定されている選択肢（「各項目の選択肢」のシートを参照）以外の記載はしないようにご注意ください。
- ・報告時期については、事務連絡本文の1(3)を確認してください。
- ・記載に関して不明点がある場合には、提出先の地方厚生（支）局各都府県事務所までお問い合わせください。

各月における実績値

※ 4月に報告する際は令和3年4～8月、6月に報告する際は令和3年6～8月については記載不要

平成31年 1月	平成31年 2月	平成31年 3月	平成31年 4月	令和元年 5月	令和元年 6月	令和元年 7月	令和元年 8月	令和元年 9月	令和元年 10月	令和元年 11月	令和元年 12月	令和2年 1月	令和2年 2月	令和2年 3月	令和2年 4月	令和2年 5月	令和2年 6月	令和2年 7月	令和2年 8月	令和2年 9月	令和2年 10月	令和2年 11月	令和2年 12月	令和3年 1月	令和3年 2月	令和3年 3月	令和3年 4月	令和3年 5月	令和3年 6月	令和3年 7月	令和3年 8月	
220	158	180	300	200	150	120	250	330	200	152	120	200	150	120	80	52	73	105	175	180	250	255	210	310	122	250						
1	2	4	3	5	4	2	4	1	0	2	0	1	2	4	3	2	4	0	0	2	0	3	0	0	2	2						

例1（前年の1～12月で2,000件以上が要件）については、

- ・令和3年4月時点で、令和2年1～12月の実績を用いるが、その期間の実績は1,850件であり要件を満たさない
（→「**現在の実績値**」に記載）
- ・令和2年1～12月のうち、4・5月は緊急事態宣言中なので、8月31日事務連絡の取扱いによりその期間が抜かれ、代わりに令和元年11・12月の実績を用いたとしても、1,990件であり要件を満たさない
（→「**9月31日事務連絡の取扱いをした場合の実績値**」に記載）
- ・今回の事務連絡の取扱いを行い、平成31年1月～令和元年12月の実績を用いると、2,380件
（→「**令和元年・年度（平成31年・年度）の実績値**」に記載）

例2（前年度20件以上が要件）については、

- ・令和3年4月時点で、令和2年4月～令和3年3月の実績を用いるが、その期間の実績は18件であり要件を満たさない
（→「**現在の実績値**」に記載）
- ・令和2年4月～令和3年3月のうち、4・5・1～3月は緊急事態宣言中、7・8月はアやエに該当するので、8月31日事務連絡の取扱いによりその期間が抜かれ、代わりに令和元年9月～令和2年3月（7か月）の実績を用いたとしても、19件であり要件を満たさない
（→「**8月31日事務連絡の取扱いをした場合の実績値**」に記載）
- ・今回の事務連絡の取扱いを行い、平成31年4月～令和2年3月の実績を用いると、28件
（→「**令和元年・年度（平成31年・年度）の実績値**」に記載）

※★のついている項目は、以下のプルダウンが設定されていますので、該当するものから選択してください。

都道府県番号	
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	茨城県
9	栃木県
10	群馬県
11	埼玉県
12	千葉県
13	東京都
14	神奈川県
15	新潟県
16	富山県
17	石川県
18	福井県
19	山梨県
20	長野県
21	岐阜県
22	静岡県
23	愛知県
24	三重県
25	滋賀県
26	京都府
27	大阪府
28	兵庫県
29	奈良県
30	和歌山県
31	鳥取県
32	島根県
33	岡山県
34	広島県
35	山口県
36	徳島県
37	香川県
38	愛媛県
39	高知県
40	福岡県
41	佐賀県
42	長崎県
43	熊本県
44	大分県
45	宮崎県
46	鹿児島県
47	沖縄県

8月31日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」1（2）に示す対象医療機関等（ア～エ）の該当有無について
令和2年2～3月、令和2年6～12月、令和3年4～8月の選択肢
該当なし
アのみ
イのみ
ウのみ
エのみ
ア・イ
ア・ウ
ア・エ
イ・ウ
イ・エ
ウ・エ
ア・イ・ウ
ア・イ・エ
ア・ウ・エ
イ・ウ・エ
ア・イ・ウ・エ

実績を満たさなくなった理由
○
—

ア～エは、8月31日事務連絡1（2）に示す以下を指す。

- ア：新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関／訪問看護ステーション
- イ：アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関／訪問看護ステーション
- ウ：学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった保険医療機関／訪問看護ステーション
- エ：新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する保険医療機関／訪問看護ステーション

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」（令和3年3月26日保険局医療課事務連絡）

【様式1-2】記載上の留意点

- ・この【様式1-2】は、事務連絡本文の1（1）②の取扱いによって1年間の実績について要件を満たすこととする保険薬局が、地方厚生（支）局への報告を行う際に使用するものです。
- ・エクセル上にプルダウンが設定されているものは、プルダウンの中から当てはまるものを選択してください。そのため、エクセル上で入力を行うことを推奨しますが、万が一、紙に手書きで記載する場合には、プルダウンとして設定されている選択肢（「各項目の選択肢」のシートを参照）以外の記載はしないようにご注意ください。
- ・報告時期については、事務連絡本文の1（3）を確認してください。
- ・記載に関して不明点がある場合には、提出先の地方厚生（支）局各都府県事務所までお問い合わせください。

※★のついている項目は、以下のプルダウンが設定されていますので、該当するものから選択してください。

都道府県番号	
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	茨城県
9	栃木県
10	群馬県
11	埼玉県
12	千葉県
13	東京都
14	神奈川県
15	新潟県
16	富山県
17	石川県
18	福井県
19	山梨県
20	長野県
21	岐阜県
22	静岡県
23	愛知県
24	三重県
25	滋賀県
26	京都府
27	大阪府
28	兵庫県
29	奈良県
30	和歌山県
31	鳥取県
32	島根県
33	岡山県
34	広島県
35	山口県
36	徳島県
37	香川県
38	愛媛県
39	高知県
40	福岡県
41	佐賀県
42	長崎県
43	熊本県
44	大分県
45	宮崎県
46	鹿児島県
47	沖縄県

地域支援体制 加算
新規
継続

調剤基本料
調剤基本料 1
調剤基本料 2
調剤基本料 3 イ
調剤基本料 3 ロ
特別調剤基本料

調剤基本料 1	調剤基本料 1 以外
施設基準を満たさない 実績項目 ★プルダウンから①～③を選択	施設基準を満たさない 実績項目 ★プルダウンから④～⑥を選択
①在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績（12回以上）	①夜間・休日等の対応実績（400回以上）
②服薬情報等提供料等の算定実績（12回以上）	②麻薬の調剤実績（10回以上）
③（在宅患者調剤加算）在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績（10回以上）	③重複投薬・相互作用等防止加算等の実績（40回以上）
	④かかりつけ薬剤師指導料等の実績（40回以上）
	⑤外来服薬支援料の実績（12回以上）
	⑥服用薬剤調整支援料の算定実績（1回以上）
	⑦単一建物診療患者が1人の在宅薬剤管理の算定実績（12回以上）
	⑧服薬情報等提供料の算定実績（60回以上）
	⑨（在宅患者調剤加算）在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績（10回以上）

8月31日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その2）」1（2）に添す対応医療機関等（ア～エ）の該当有無について
令和2年2～3月、令和2年6～12月、 令和3年4～8月の選択肢
該当なし
アのみ
イのみ
ウのみ
ア・イ
ア・ウ
ア・エ
イ・ウ
イ・エ
ウ・エ
ア・イ・ウ
ア・イ・エ
ア・ウ・エ
イ・ウ・エ
ア・イ・ウ・エ

実績を満たさ なくなった理由
○
—

ア～エは、8月31日事務連絡1（2）に示す以下を指す。

- ア：新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた保険医療機関等
- イ：アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等
- ウ：学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった保険医療機関等
- エ：新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する保険医療機関等

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その39）」（令和3年3月26日保険局医療課事務連絡）

【様式2】記載上の留意点

- ・この【様式2】は、事務連絡本文の1（2）に示す、経過措置後の新基準が適用された場合に要件を満たせなくなることとなる保険医療機関又は訪問看護ステーションが、地方厚生（支）局への報告を行う際に使用するものです。
- ・エクセル上にプルダウンが設定されているものは、プルダウンの中から当てはまるものを選択してください。
そのため、エクセル上で入力を行うことを推奨しますが、万が一、紙に手書きで記載する場合には、プルダウンとして設定されている選択肢（「各項目の選択肢」のシートを参照）以外の記載はしないようご注意ください。
- ・報告時期については、事務連絡本文の1（3）を確認してください。
- ・記載に関して不明点がある場合には、提出先の地方厚生（支）局各都府県事務所までお問い合わせください。

※★のついている項目は、以下のプルダウンが設定されていますので、該当するものから選択してください。

都道府県番号	
1	北海道
2	青森県
3	岩手県
4	宮城県
5	秋田県
6	山形県
7	福島県
8	茨城県
9	栃木県
10	群馬県
11	埼玉県
12	千葉県
13	東京都
14	神奈川県
15	新潟県
16	富山県
17	石川県
18	福井県
19	山梨県
20	長野県
21	岐阜県
22	静岡県
23	愛知県
24	三重県
25	滋賀県
26	京都府
27	大阪府
28	兵庫県
29	奈良県
30	和歌山県
31	鳥取県
32	島根県
33	岡山県
34	広島県
35	山口県
36	徳島県
37	香川県
38	愛媛県
39	富知県
40	福岡県
41	佐賀県
42	長崎県
43	熊本県
44	大分県
45	宮崎県
46	鹿児島県
47	沖縄県

施設基準の内容
① 重症度、医療・看護必要度Ⅰ
② 重症度、医療・看護必要度Ⅱ
③ 入退院支援加算③の研修修了者の配置
④ 回復期リハビリテーション病棟入院料1・3のリハビリテーション効果に係る実績の指数
⑤ 回復期リハビリテーション病棟入院料1の管理栄養士の配置
⑥ 地域包括ケア病棟入院料、特定一般入院料注7の入退院支援部門及び地域連携業務を担う部門の設置
⑦ 地域包括ケア病棟入院料、特定一般入院料注7の診療実績
⑧ 機能強化型訪問看護管理療養費1・2・3の看護職員割合

各月における実績値 【⑦ 地域包括ケア病棟入院料、特定一般入院料注7の診療実績】
① 自宅等から入棟した患者の占める割合
② 自宅等からの緊急入院患者の受入患者数
③ 在宅患者訪問診療料の算定回数
④ 当該医療機関での在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料又は精神科訪問看護・指導料Ⅰの算定回数
⑤ 同一敷地内又は隣接する敷地内の訪問看護ステーションでの訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費の算定回数
⑥ 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料の算定回数
⑦ 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、介護予防訪問看護又は介護予防訪問リハビリテーションを提供している施設が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。
⑧ 退院時共同指導料2の算定回数

※⑦については、直近3月間における提供実績を記載

<p>8月31日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」1（2）に示す対象医療機関等（ア～エ）の該当有無について</p>
<p>令和2年2～3月、令和2年6～12月、令和3年4～8月の選択肢</p>
<p>該当なし</p>
<p>アのみ</p>
<p>イのみ</p>
<p>ウのみ</p>
<p>エのみ</p>
<p>ア・イ</p>
<p>ア・ウ</p>
<p>ア・エ</p>
<p>イ・ウ</p>
<p>イ・エ</p>
<p>ウ・エ</p>
<p>ア・イ・ウ</p>
<p>ア・イ・エ</p>
<p>ア・ウ・エ</p>
<p>イ・ウ・エ</p>
<p>ア・イ・ウ・エ</p>

<p>実績を満たさなくなった理由</p>
<p>○</p>
<p>—</p>

ア～エは、8月31日事務連絡1（2）に示す以下を指す。

ア：新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関／訪問看護ステーション

イ：アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関／訪問看護ステーション

ウ：学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった保険医療機関／訪問看護ステーション

エ：新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する保険医療機関／訪問看護ステーション